

恵庭市告示第192号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者の指定について、恵庭市会計規則（平成9年規則第11号）第30条第1項の規定に基づき、下記のものを指定納付受託者に指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和6年10月1日

恵庭市長 原 田



1. 委託事務

オンライン決済収納業務

2. 指定納付受託者の住所及び名称

大阪府大阪市北区大深町4番20号 グランフロントタワーA
株式会社エフレジ

3. 指定納付受託者を指定した日

令和6年10月1日

4. 指定納付受託者に納付させる歳入等の種類

恵庭市公式LINEアカウントから手続きする各種証明書、サービス利用による手数料等

5. 指定納付受託者に歳入等を納付させる期間

令和6年10月1日～令和7年3月31日